

令和8年度版

農業補助事業利用 ガイドブック

鳥取県農林水産部

農業補助事業利用ガイドブック 目次

大項目	支援項目		国庫・単 県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所 電話番号	ペー ジ	
	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外の農業者	農業関係団体等 (任意組織・JA等)	市町村	商 工業者等				
													○
新規就農	相談	相談したい	国・県	とっとり農業経営・就農支援ネットワーク事業(うち就農サポート)	○					就農相談窓口を設置し、就農希望者の多岐にわたる相談に、関係機関と連携して対応。	経営支援課 0857(26)7262	1	
		体験・研修	研修したい	県	アグリスタート研修支援事業	○					(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が実施する「アグリスタート研修」の研修生に対し、交付金を交付。	経営支援課 0857(26)7263	2
	県			就農研修交付金事業	○					農業大学校で実施する「アグリチャレンジ科」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険等による生活支援を受けられない方に交付金を交付。	経営支援課 0857(26)7263	3	
	国・県			公共職業訓練【アグリチャレンジ科】	○					就農に役立つ農業の基礎知識と実践技能の習得を4か月間の研修(公共職業訓練)で支援。	農業大学校 0858(45)2411	4	
	県			スキルアップ研修(短期研修)	○					主要野菜(白ねぎ、ブロッコリー、ミニトマト、スイカ)の栽培技術習得を4か月間の研修(座学講義・グループ実習)で支援。	農業大学校 0858(45)2411	5	
	県			スキルアップ研修(長期研修)	○					農業の基礎知識と栽培品目の基本技術の習得を12か月間の研修(座学講義・実習)で支援。	農業大学校 0858(45)2411	6	
	国			新規就農者総合支援事業【経営発展支援事業(通常枠)】	○					新規就農者が就農時に必要な機械、施設等を整備する場合に助成。	経営支援課 0857(26)7261	7	
	自営就農	機械・施設を取得したい	国	新規就農者総合支援事業【経営発展支援事業(特別枠)】	○	○				新規就農者が継承時に必要な農業機械・施設等の修繕・移設・撤去等や法人化に向けた専門家の活用等の取組及び就農時に必要な機械、施設等を整備する場合に助成。	経営支援課 0857(26)7261	8	
			県	新規就農者総合支援事業【就農条件整備事業】	○					新規就農者が就農時に必要な機械、施設等を整備する場合に助成。	経営支援課 0857(26)7261	9	
			国	新規就農者総合支援事業【就農準備資金】	○					新規就農希望者(原則50歳未満)が県の指定する研修機関でおおむね1年以上就農研修を受ける場合、最長2年間資金を交付。	経営支援課 0857(26)7261	10	
		資金的に応援してほしい	国	新規就農者総合支援事業【経営開始資金】	○					新規就農者(原則50歳未満)に対して最長3年間資金を交付。	経営支援課 0857(26)7261	11	
			県	新規就農者総合支援事業【就農応援交付金】	○					新規就農者の就農初期(最長3年間)の運転資金、基盤整備費及び生活費等に対する支援。	経営支援課 0857(26)7261	12	
			県	新規就農者総合支援事業【親元就農促進支援交付金】	○	○				認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援。	経営支援課 0857(26)7261	13	
		後継者を育成したい	後継者を育成したい	県	新規就農者総合支援事業【就農・くらしアドバイザー】	○					就農後1年以内のJUJターナー等の認定新規就農者に対し、農業経営、農村生活に対する身近な相談役として最長1年間就農・くらしアドバイザーを設置。	経営支援課 0857(26)7261	14
				県	地域で育てる新規就農支援事業	○	○	○			新規就農者の確保、定着のために産地の将来ビジョンに基づき、産地や農業法人が行う新規就農希望者に対する技術習得研修、継承すべき優良農地の維持管理、研修や営農開始に必要な機械・施設整備等を支援。	経営支援課 0857(26)7261	15
				雇用	新規に従業員を雇用したい	県	農の雇用ステップアップ支援事業【未来を託す農場リーダー育成事業】	○	○				農業法人等が新規雇用を行い新規就業者のOJT研修等を行う場合、研修経費を最大2年間助成。
		他産業と組み合わせて雇用したい	県		農の雇用ステップアップ支援事業【農業コラボ研修事業】	○	○				農業法人等が新規雇用を行った場合であって、農業では通年雇用が困難な場合、他産業と連携して新規就業者のOJT研修等を行う場合、研修経費を最大2年間助成。	経営支援課 0857(26)7263	17
		外国人材を受け入れたたい	県		農業分野外国人材受け入れ体制整備事業	○	○	○			新たな外国人材を受け入れるにあたり必要となる住宅の設備(空き家住宅の修繕等)、インターネット環境並びにWI-FI環境の整備等に要する経費を支援。	経営支援課 0857(26)7263	18
		抱い手	経営発展	法人化、経営継承等を考えたい	国・県	とっとり農業経営・就農支援ネットワーク事業(うち経営サポート)	○	○				法人化、経営継承、労務管理等により経営発展を目指す農業者の経営課題を解決するため、関係機関と連携して伴走支援を行う。	経営支援課 0857(26)7276
	プランを作って経営を拡大したい			県	ともに目指す! 担い手強化支援事業	○		○			農業者等が作成した規模拡大、売上高アップ等に係るプラン(営農計画)の達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。	農林水産政策課 0857(26)7589	19
	スマート農業を推進したい			県	農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業	○		○			農業における省力・軽労化や労働力確保・技術継承に向けたスマート農業技術の推進及び農作業受託を専業として行う「農業支援サービス事業体」の育成、個別課題のモデル実証の取組を支援。	経営支援課 0857(26)7276	20
	施設・機械等を整備したい			国	農地利用効率化等支援事業	○	○	○			地域計画のうち目標地図等に位置づけられた経営体や農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う施設・機械等の整備に係る経費を助成。	経営支援課 0857(26)7269	21
	農地集積		農地を集積したい	県	攻守の要となる水田農業法人育成事業	○					法人による水稲作付面積の拡大、経営の安定化等に資する機械施設整備等に要する経費を支援。	経営支援課 0857(26)7276	22
				国	農地集約化促進事業	○	○				抱い手への農地集積・集約化を推進するため、農地中間管理機構にまもって農地を貸し付けた地域を支援。	経営支援課 0857(26)7269	23
県				とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業	○	○	○				農林水産業へ従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の活躍推進や女性リーダー育成に関する取組を支援。	経営支援課 0857(26)7327	24
働き方改革				働き方改革	県	とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業	○	○	○				

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所 電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外の農業者	農業関係団体等 (任意組織・JA等)	市町村	商工業者 等			
水田 営農	水田農業の 維持・発展	機械を取得 したい	県	中山間地域を支える水田農業 支援事業	○				中山間地域における水田農業の維持・発展に必要な機 械導入等を支援。	経営支援課 0857(26)7276	25	
	集落営農	機械・施設 を取得した い	県	集落営農体制強化支援事業			○		集落営農組織に対して、営農の維持・発展に必要な機 械・付帯施設の整備、人材育成の取組を支援。	経営支援課 0857(26)7269	26	
	主食用米増 産	機械等を整 備したい	県	令和の米増産緊急支援事業	○	○	○		主食用米の生産拡大を志向する多様な農業経営体の省 力化、低コスト化に必要な機械導入を支援。	経営支援課 0857(26)7276	27	
	農業活性化	米のブランド 化に取り組 みみたい	県	特色のある県産米作り支援事 業	○	○	○		鳥取県産米の活性化に資することを目的として、高品 質・良食味米生産を目指し、新たに取り組む栽培方法や ブランド化に向けた取組を支援。	生産振興課 0857(26)7283	28	
	主食用米転 換	新たな水田 農業に取り 組みたい	国・ 県	鳥取県新たな水田農業の収益 性向上対策事業	○	○			主食用米以外の農産物の生産拡大を推進し、新たな水 田農業の収益性向上を図るため、地域や担い手の飼料 用米、麦、大豆の生産拡大に向けた取組を支援。	生産振興課 0857(26)7649	29	
	星空舞のブ ランド化	販路開拓・ 販路促進を 図りたい	国・ 県	「星空舞」ブランド化加速事業			○	○	「星空舞」のブランド化を推進するため、認知度向上や販 路開拓対策等の取組に対して支援。	食パラダイス 推進課 0857(26)7835	30	
園芸 等	園芸品目等 の振興	パイプハウ スを導入し たい	国・ 県	鳥取型低コストハウスによる施 設園芸等推進事業	○	○	○		高収益な施設園芸品目等の生産振興を図るため、県が 開発した鳥取型低コストハウスの導入を支援。	生産振興課 0857(26)7272	31	
		ハウスへの 被害防止対 策をしたい	国	ハウス強靱化による施設園芸 加速化対策事業	○	○	○	○	気象災害による農業用ハウスの甚大な被害の拡大を踏 まえ、農業用ハウスの補強や防風ネット設置等の気象 災害防止対策や、講習会の開催等の事業継続計画 (BCP)の策定・検討に向けた取組みを支援。	生産振興課 0857(26)7272	32	
		機械・生産 資材を導入 したい	国	鳥取県産地生産基盤パワ アップ事業	○	○	○	○	農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物 へ転換しつつ、実需者のニーズに対応した生産を行うこ とで、収益力向上に一体的かつ計画的に取組む産地にお いて、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた 取組に対し、ソフト・ハードを一体的に支援。	生産振興課 0857(26)7272	33	
		主要園芸品 目(白ねぎ、 ブロッコリー、 らっきょう) の生産拡大 を図りたい	県	主要園芸品目生産振興事業	○	○	○		主要園芸品目のうち特に気象災害や資材等高騰の影響 を受けやすい3大品目(白ねぎ、ブロッコリー、らっきょう) を中心に産地強化を図るため、省力化・効率化等に必要な 機械導入、収量向上・品質安定のための基盤整備や広 域組織連携のための取組などを総合的に支援。	生産振興課 0857(26)7272	34	
		特産物を育 成するための 試作や施設・ 機械導入を したい	県	新たな園芸品目育成事業	○	○	○		産地づくりや特産物の育成、新技術のモデル的取組等 に必要な経費の一部を助成。また、県育成イチゴ品種 (「とっておき」「堅しろう」)の生産拡大のための機械、ハ ウス等の整備を支援。	生産振興課 0857(26)7272	35	
		花壇苗・芝 等を生産拡 大したい	県	鳥取の花・芝生産振興対策事 業	○	○	○		花壇苗、ストック等の生産拡大、流通体制の整備、販売 促進に向けた取り組み等や、鳥取県芝のブランド化、生 産拡大、鳥取の芝PR等を支援。	生産振興課 0857(26)7282	36	
		野菜	価格補填	価格下落時 の影響を緩 和したい	国・ 県	指定野菜価格安定対策事業	○	○	○		作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3 以上ある指定野菜について、市場における単価が基準 単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補 給金を交付。【基金】	生産振興課 0857(26)7282
	国・ 県			特定野菜等供給産地育成価格 差補給事業	○	○	○		作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3 以上ある特定野菜について、市場における単価が基準 単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補 給金を交付。【基金】	生産振興課 0857(26)7282	38	
	県			鳥取県ブランド野菜価格安定対 策事業			○		作付面積が一定以上のブランド野菜について、市場にお ける単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生 産者に対し、補給金を交付。	生産振興課 0857(26)7282	39	
果樹	果樹生産基 盤の整備	新品種等の 植栽、高接 ぎ、果樹園 を整備した い	県	鳥取梨生産振興事業	○	○	○	○	JA、生産組織、認定農業者等が梨「新甘泉」等の植栽 や果樹園整備、気象災害対策を行う経費の一部を助 成。苗木を植栽した生産者に奨励金を交付。	生産振興課 0857(26)7414	40	
			県	鳥取柿ぶどう等生産振興事業	○	○	○	○	JA、生産組織、認定農業者等が柿「輝太郎」、ぶどう等 の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。苗木を 植栽した生産者に奨励金を交付。	生産振興課 0857(26)7414	41	
			県	戦略的スーパー園芸団地整備 事業			○	○	「新甘泉」等を主体とした果樹団地を戦略的に整備して 産地活性化の拠点とし、新規就農者や定年退職者等の 担い手の参入を促すため、生産施設の整備や新規就農 者等への参入後の支援を一体的に実施。	生産振興課 0857(26)7414	42	
経営 安定	利子助成	災害時等の 再生産資金 を確保した い	県	農業経営安定資金利子助成事 業			○	災害、市場価格の低落又は原油価格高騰時の再生産 資金を確保するため、経営安定資金融資制度を創設し、 次年度に向けた農家の生産意欲を高揚させる。	生産振興課 0857(26)7414	43		

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所 電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外の農業者	農業関係団体等 (任意組織・JA等)	市町村	商工業者 等			
地域農業	農業活性化	産地強化、 地域農業を 活性化したい	県	ともに目指す！産地強化支援事業	○	○	○	○		市町村がJA、生産者等と合意形成のうえ、地域農業の活性化や主要品目の産地強化等に係るプランを作成し、その達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。	農林水産政策課 0857(26)7589	44
			県	地域計画実現サポート事業	○	○	○	○		地域計画の実行・実現のために必要となる地域での話し合い、研修会の開催、先進事例調査の実施等の取組を支援。	経営支援課 0857(26)7269	45
	共同利用施設 の再編集 約・合理化	国・ 県	鳥取県農業用共同利用施設再 編集約・合理化支援事業					○		地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を行うための経費の一部を助成。	生産振興課 0857(26)7649	46
畜産	酪農 養鶏 肉用牛 養豚	飼料価格高騰で経営支 援を受けたい	県	畜産経営緊急救済事業	○	○	○			ウクライナ情勢や円安等により飼料価格が高騰したことにより、飼料価格安定制度や所得補償制度で補償されない農家負担の一部について助成。	畜産振興課 0857(26) 7291.7288	47
		自給飼料を 確保したい	県	自給飼料生産確保対策事業	○	○	○			国庫補助の対象とならない自給飼料生産に係る機械導入経費、新規飼料生産組織設立にかかる生産実証に必要な作業機械借り上げ料、県内産自給飼料を県内畜産農家に販売するための運搬費用の一部を助成。	畜産振興課 0857(26)7291.7288	48
	酪農	生産性向上 に取り組み たい	県	鳥取県酪農振興対策関係事業 ～担い手施設整備対策事業～	○	○	○			生産性向上に取り組み酪農家の施設・機械整備等のうち、国事業では補助対象とならないものに対して助成。	畜産振興課 0857(26)7831	49
	酪農 肉用牛	機械・施設 を取得し たい	県	畜産経営第三者継承事業				○		第三者継承に取組む新規就農者の就農時及び就農から5年以内に必要な機械、施設整備及びリース料を助成。	畜産振興課 0857(26)7831	50
	和牛	和子牛価格 下落時の影 響を緩和し たい・発育 向上に取り 組みたい	国・ 県	和子牛緊急対策事業	○	○	○			子牛市場の上場牛及び自家保留牛について、610千円と県平均売買価格との差額(国の支援制度により補填される額を控除した額)の一部について助成。 和子牛価格の向上に向け、子牛の発育を良くするために必要な飼料の給与に係る経費の一部について助成。	畜産振興課 0857(26)7829	51
		能力の高い 和牛(受精 卵)を導入・ 保留し たい、空き 牛舎の増 改修を したい	県	鳥取県和牛振興計画推進事業	○	○	○			和牛の生産拡大や高品質牛肉の増産を図るため、優良和牛繁殖雌牛及び肥育素牛の保留や増頭に対する経費、受精卵購入経費、空き牛舎の増改修経費、子牛市場の活性化に要する経費に対して助成。	畜産振興課 0857(26)7290	52
		東京市場へ 出荷してみ たい	県	鳥取和牛ブランド強化対策事業	○	○	○			「鳥取和牛」を首都圏へPRするために「鳥取和牛」の東京市場へ出荷に係る輸送費等に対し助成。また、県内外で開催する枝肉共助会開催にかかる経費に対し助成。	畜産振興課 0857(26)7290	53
		全国和牛能 力共進会に 出品したい	県	第13回全共出品対策事業				○		2027年に北海道で開催される第13回全共に向けた出品牛対策の経費について助成。	畜産振興課 0857(26)7829	54
	豚	枝肉価格下 落時の影響 を緩和し たい	国・ 県	肉用牛肥育経営安定対策事業	○	○				国が算定する販売収入が、牛枝肉価格が著しく低下した等により生産費を下回った場合に、肉用牛肥育経営者(大企業は除く)へ交付される補填金の財源となる、生産者積立金の一部について助成。	畜産振興課 0857(26)7288	55
		肉用子牛価 格下落時の 影響を緩和 したい	国・ 県	肉用子牛価格安定事業	○	○				肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期別)が保障基準価格・合理化目標価格を下回った場合、その期間中に子牛を販売、又は自家保留していた生産者や法人(大企業は除く)に対して交付される補填金の財源となる、生産者積立金の一部について助成。	畜産振興課 0857(26)7288	56
枝肉価格下 落時の影響 を緩和し たい		国・ 県	肉豚経営安定対策事業	○	○				国が算出する販売収入が、豚枝肉価格が著しく低下した等により生産費を下回った場合に肥育豚生産者(大企業は除く)へ交付される補填金の財源となる、生産者積立金の一部について助成。	畜産振興課 0857(26)7288	57	
地どり		鳥取地どり ピヨを生 産増 殖したい	県	鳥取地どり増殖対策事業	○	○				県外種鶏場、ふ卵場等の視察経費、飼養管理を行う技術者育成に必要な経費の一部について助成。	畜産振興課 0857(26)7291	58
6 次 産 業 化	農林漁業者 等の取組	商品開発・ 改良をした い	県	もうかる6次化・農工商連携支 援事業【始動型】	○	○	○	○		6次産業化・農工商連携に係る商品開発・改良のための試作、テスト販売、マーケティングに係る経費の一部を助成。	食パラダイス 推進課 0857(26)7807	59
		販路開拓や 機械・施設 を取得し たい	県	もうかる6次化・農工商連携支 援事業【6次産業型】	○	○	○			農林漁業者や農漁協等が6次産業化の取組を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食パラダイス 推進課 0857(26)7807	60
		機械・施設 を取得し たい	国	鳥取県6次産業化関連事業交 付金	○	○	○	○	○	農林漁業者と地域の様々な事業者等が連携して取り組む6次産業化事業の実施に必要な施設整備等に必要な経費の一部を助成。	食パラダイス 推進課 0857(26)7807	61
加工	企業等	国際認証を 取得したい	県	食の安全・安心プロジェクト推進 事業補助金	○	○	○	○	県内事業所の認証取得や衛生管理対策等に必要な経費の一部を助成。	販路拡大・ 輸出促進課 0857(26)7963	62	

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所 電話番号	ページ	
大項目	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外の農業者	農業関係団体等 (任意組織・JA等)	市町村	商工業者 等				
他産業との連携	農商工連携	商品開発・改良をしたい	県	【再掲】もうかる6次化・農商工連携支援事業【始動型】	○	○	○	○	6次産業化・農商工連携に係る商品開発・改良のための試作、テスト販売、マーケティングに係る経費の一部を助成。	食パラダイス推進課 0857(26)7807	59		
		機械・施設を取得したい	県	もうかる6次化・農商工連携支援事業【農商工連携型】				○	食品加工業者等が農林漁業者と連携して県内農水産物を原料とする食品加工等の取組を行う場合、必要な施設・機械整備の経費の一部を助成。	食パラダイス推進課 0857(26)7807	63		
			国	【再掲】鳥取県6次産業化関連事業交付金	○	○	○	○	○	農林漁業者と地域の様々な事業者等が連携して取り組む6次産業化事業の実施に必要な施設整備等に必要経費の一部を助成。	食パラダイス推進課 0857(26)7807	61	
販路拡大	販路開拓・消費拡大	国内での販路開拓や消費者交流をしたい	県	おいしい鳥取PR推進事業費補助金	○	○	○	○	農業者等が国内の見本市への出展や県外量販店における試食宣伝に取り組んだり、消費者との交流会を開催する場合、必要な経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7767	64		
			県	物産展・県フェア及び見本市への出展支援	○	○	○	○	○	県外で開催される鳥取県フェア等の催事、見本市、商談会等に2日以上出展する県内事業者に対して、出展に要する経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7767	65	
	海外販路開拓	農産品や食品を輸出したい	県	「食パラダイス鳥取県」輸出促進活動支援事業費補助金	○	○	○	○	○	県内で生産された農林水産物及び食品の輸出促進のために行う取り組みの費用の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7963	66	
			国	鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金				○	○	○	農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、輸出向けHACCP等の認定・認証の取得による輸出先国の規制等への対応や家庭食向け等の輸出先国のニーズへの対応に必要な施設や機器の整備に係る経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7963	67
	販路開拓	商品パッケージを作成したい	県	「食パラダイス鳥取県」マーク活用支援事業	○	○	○	○	○	「食パラダイス鳥取県」アンバサダー、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録事業者、「鳥取県ふるさと認証食品」認証事業者、「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール又は「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール入賞事業者が、各事業のロゴマークを入れた商品パッケージを作成する経費の一部を助成。	食パラダイス推進課 0857(26)7853	68	
			県	地理的表示(GI)等によるPRを行いたい				○			地理的表示(GI)法の制度PRとともに、登録産品及び国産酒類長官が指定する酒類(申請中の産品及び申立て中の酒類を含む)のブランド化、販路拡大及び消費者へのPRに係る経費を支援(登録申請及び申立てより3年間活用可能)。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7767	69
消費拡大・地域活性化	食を活用した地域振興をしたい	県	食パラダイス鳥取県づくり支援交付金	○	○	○	○	○	「食パラダイス鳥取県」の推進のために行う県産品のブランド化や魅力アップを図り、食による県外からの誘客を図る取組等の食パラダイス鳥取県につながる地域を巻き込んだ、県民の活動に係る経費の一部を助成。	食パラダイス推進課 0857(26)7835	70		
地産地消の推進	地産地消とフェアプライスプロジェクトの推進	地産地消や適正価格への理解を深めたい	県	フェアいい鳥取もって地産地消推進事業費補助金					○	9月1日から11月30日までの地産地消月間に、地産地消及びフェアプライスプロジェクトの浸透を図るために行う特設コーナーの設置等に係る経費を支援。	食パラダイス推進課 0857(26)7807	71	
	給食の地産地消率向上	給食の地産地消率を高めたい	県	学校や地域と連携した給食もって地産地消推進事業	○	○	○	○	○	学校や福祉施設等で提供される給食への県産食材供給の仕組み作りや地域の食文化継承に繋がる活動、地元食材への理解と地域への愛着を深める取組等を支援。	食パラダイス推進課 0857(26)7853	72	
環境にやさしい農業	「グリーンな栽培体系」への転換	「グリーンな栽培体系」に取り組みたい	国	鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業(グリーンな栽培体系加速化事業)				○	○	化学農薬の使用量低減等の「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する技術」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を図るため、検証ほ場・機械の借上料等必要な経費を支援。	生産振興課 0857(26)7415	73	
		有機農業の生産から消費まで	オーガニックビレッジに取り組みたい	国	鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業(有機農業拠点創出・拡大加速化事業)				○		有機農業の生産から消費まで一貫したモデル先進地区(オーガニックビレッジ)の取組を支援。	生産振興課 0857(26)7415	74
		有機先進地区の支援	オーガニックビレッジに取り組みたい	国	鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業(みどりの事業活動を支える体制整備)				○	○	有機農業のモデル先進地区(オーガニックビレッジ)に係る特定みどり認定を受けた農業者等を対象に、計画の実施に必要な機械・施設の導入に係る経費を支援。	生産振興課 0857(26)7415	75
		有機農産物等をPR	有機農産物等をPRしたい	県	鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業(とっとりエコ・グリーン農業PR事業)				○		有機農産物、鳥取県特別栽培農産物、GAP認証農産物、みどり認定生産者の生産した農作物等、環境にやさしい農産物に関する特設コーナーの設置等PRに係る経費を支援。	生産振興課 0857(26)7415	76
		とっとりエコ・グリーン農産物の販路確保	とっとりエコ・グリーン農産物の販路を確保したい	県	鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業(とっとりエコ・グリーン農産物の販路確保支援事業)	○	○	○			イベント等への参加に係る経費、自ら企画する消費者との交流活動に係る経費、市場及び先進事例等の調査に係る旅費等の経費を支援。	生産振興課 0857(26)7415	77
GAP	GAPIに取り組みたい	県	GAP事業取組・認証拡大推進事業	○	○				新規に認証を取得するに当たって必要な経費を支援。	生産振興課 0857(26)7415	78		

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所 電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外の農業者	農業関係団体等 (任意組織・JA等)	市町村	商工業者等			
環境にやさしい農業	有機・特裁	有機・特裁に取り組みたい	県	有機・特別栽培農産物生産技術支援事業	○	○	○			有機的管理で使用する機器購入費、有機・特別栽培の技術習得のために必要な経費を支援。	生産振興課 0857(26)7415	79
	化学肥料使用量の低減	化学肥料使用量の低減に取り組みたい	県	肥料価格高騰対策事業			○			化学肥料使用量の2割低減に向けた地域資源を活用した堆肥等の利用における掛かり増し経費を支援。	生産振興課 0857(26)7415	80
	減化学肥料、減農薬	環境保全型農業直接支払	国	環境保全型農業直接支払対策事業	○	○	○			販売農家等が化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する栽培を行い、かつ地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う場合、取組面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7334	81
温暖化	温暖化対策	温暖化における諸問題を解決したい	県	地球温暖化に対応した農業推進事業	○	○	○	○	○	地球温暖化による農作物の生育不良や病害虫の多発、家畜の生産力低下等に対応するため、技術対策や今後に向けた調査研究等を行う。	農林水産政策課 0857(26)7589	82
災害対策	農地災害	被災した農地等を復旧したい	国	農地・農業用施設災害復旧事業			○	○		暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7325	83
耕作放棄地対策	発生防止	中山間地域等直接支払	国	中山間地域等直接支払交付金事業	○	○	○			生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7334	84
農地・基盤	基盤整備	小規模な基盤整備	県	しっかり守る農林基盤交付金				○		市町村が小規模な農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に係る事業を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7326	85
		基盤整備に伴う資金が借りたい	国	農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金	○	○	○			農業者等が生産性の向上を図るために生産基盤整備(農地等の新設、改良、造成及び復旧、農用地集積等)を行う場合、低金利又は無利子での資金貸付を行う。	農地・水保全課 0857(26)7321	86
	施設の維持・補修	土地改良施設の補修をしたい	国	土地改良施設維持管理適正化事業			○	○		市町村等の土地改良施設管理団体等が団体営規模以上の事業により造成された施設(ダム、ため池、水路等)の整備補修を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7321	87
		保全活動に対する支援を受けたい	国	多面的機能支払交付金事業			○			市町村と協定を締結した活動組織等が農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の補修・更新を行う場合、区域内の農用地の農地区分や面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7334	88
	防災減災	ため池の防災・減災対策をしたい	国・県	ため池防災減災対策推進事業			○	○		農村地域の防災力向上を図るため、ため池の調査点検やハザードマップの作成、ため池の廃止や浚渫等の保全対策、工事負担金の軽減などハード・ソフト両面から、必要な経費を助成。	農地・水保全課 0857(26)7323	89
			国・県	ため池監視システム導入推進事業				○		農業用ため池における異常気象時等の遠隔監視による安全確保及び避難体制強化を図るため、ICTを活用した監視装置の集中的設置を県で行うほか、装置使用時のランニングコストに係る市町負担経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7323	90
災害復旧	被災した農地等を復旧したい	国	【再掲】農地・農業用施設災害復旧事業			○	○		暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7325	83	
鳥獣対策	鳥獣対策	鳥獣被害を防ぎたい	国	鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金				○	○	市町村やJA等で構成する協議会等が、地域ぐるみの鳥獣被害防止活動や侵入防止柵等の整備等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	鳥獣対策課 0857(26)7632	91
		鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金	県	鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金	○	○	○			集落等、市町村、JA等が野生鳥獣の農地等への進入を防ぐ対策(侵入防止柵等の設置)や個体数を減らす対策(捕獲等)等を行う場合、必要な経費等を助成。	鳥獣対策課 0857(26)7632	92
	ジビエ利用促進	豚熱感染確認区域でイノシシを出荷したい	県	豚熱感染確認区域内野生イノシシジビエ利用支援事業費補助金					○	豚熱感染確認区域において捕獲された野生イノシシをジビエとして利用するに当たり、血液PCR検査で豚熱感染が確認された個体等の廃棄に係る経費を支援。	食パラダイス推進課 0857(26)7853	93
地域農業	地域活性化	農山漁村を活性化したい	県	中山間地域の暮らしを支える仕事づくり支援事業(農山漁村宿泊体験・交流地域づくり支援事業)	○	○	○	○	○	特色ある宿泊体験を中心に農山漁村における地域資源を活用したコンテンツ(観光素材)づくりや、これらをつなげた魅力ある滞在エリアの創造、滞在施設整備を支援。	中山間・地域振興課 0857(26)7961	94

支援項目			国庫・単 県の別	事業名	主な対象者				事業の概要等	担当部所 電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外の農業者	農業関係団体等 (任意組織・JA等)	市町村			
中山間 地域 対策	地域活性化	コミュニティ づくりに取り 組みたい	県	安心して住み続けられるふるさと づくり応援補助金				○	地域・集落の「生活機能の維持・確保」、「地域・集落基 盤(拠点)の創設・強化」に資する新たな取組に対して市 町村を介して支援。	中山間・地域振興 課 0857(26)7390	95
	消費拡大・ 地域活性化	食を活用し た地域振興 をしたい	県	【再掲】 食パラダイス鳥取県づくり支援 交付金	○	○	○	○	「食パラダイス鳥取県」の推進のために行う県産品のブ ランド化や魅力アップを図り、食による県外からの誘客を 図る取組等の食パラダイス鳥取県につながる地域を巻 き込んだ、県民の活動に係る経費の一部を助成。	食パラダイス 推進課 0857(26)7835	70
	地域活性化	地域資源保 全や特産品 の育成に取 り組みたい	県	とっとり共生の里保全活動推進 事業	○	○	○		農山村集落等が企業・団体または市街地住民組織(地 区公民館、自治会等)と協働で行う農地や農業用水路、 ため池、農道の保全活動や、交流事業、農作物の生産、 農産加工品の製造・販売等の取組を支援。	農地・水保全課 0857(26)7334	96
	水田農業の 維持・発展	機械を取得 したい	県	【再掲】 中山間地域を支える水田農業 支援事業		○			中山間地域で水田農業の維持・発展に必要な機械導入 等を支援。	経営支援課 0857(26)7276	25
	耕作放棄地 発生防止	中山間地域 等直接支払	国	【再掲】 中山間地域等直接支払交付金 事業	○	○	○		生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市 町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対 象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付 金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7334	84

名称 とっとり農業経営・就農支援ネットワーク事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県(鳥取県農業経営・就農支援センター)

対象者 新規就農希望者、個別経営体、農業法人等

施策概要 ○就農相談窓口を設置し、就農希望者の多岐にわたる相談に関連機関と連携して対応。
○法人化、経営継承、労務管理等により経営発展を目指す農業者に対し、専門家派遣などの関係機関連携による伴走支援によって、経営の課題解決をサポート。

○支援内容

1 就農サポート

区分	支援内容等
①就農相談窓口の設置	就農相談員を配置して就農相談全般の活動を実施。 ・県内外での就農フェアへの参加・就農相談会の開催 ・産地見学会、農業体験会の開催

2 経営サポート

区分	支援内容等
①経営相談窓口の設置	経営サポート専属スタッフを配置し、経営支援課及び農業改良普及所に経営相談窓口を設置。農業者等の経営課題に関連機関と連携して、専門家の派遣などにより適切にアドバイスする経営相談体制を整備するとともに相談活動を実施。
②専門家派遣	農業経営戦略会議の意見を踏まえて、重点支援対象者、支援方針及び派遣専門家を決定の上、支援チームを編成して、伴走支援を実施。重点支援対象者の経営課題に応じた各種専門家を選定して現地に派遣。
③経営研修(担い手及びアドバイザー対象)の開催	農業者等の担い手を対象に経営力及び経営者資質の向上に関する研修を実施。また、税理士等専門家及び普及員等を対象に農業者や農業法人にアドバイスが出来る人材養成に関する研修を実施。
④経営相談会の開催	農業者等の様々な経営課題に対応するため、農業者等を対象とした経営相談会を県内各地域で開催。
⑤法人設立への助成	重点支援対象者が法人化する場合に、定款作成及び登記等の費用として、定額25万円を助成。

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課 (鳥取県農業経営・就農支援センター) 各農業改良普及所、各市町村、各JA	1 就農サポート 0857-26-7262
	2 経営サポート 0857-26-7276

関連サイト

鳥取県農業経営・就農支援センターHP
<https://www.pref.tottori.lg.jp/303384.htm>

名称 **アグリスタート研修支援事業**

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 県内に就農する農業研修生として、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が採択した者

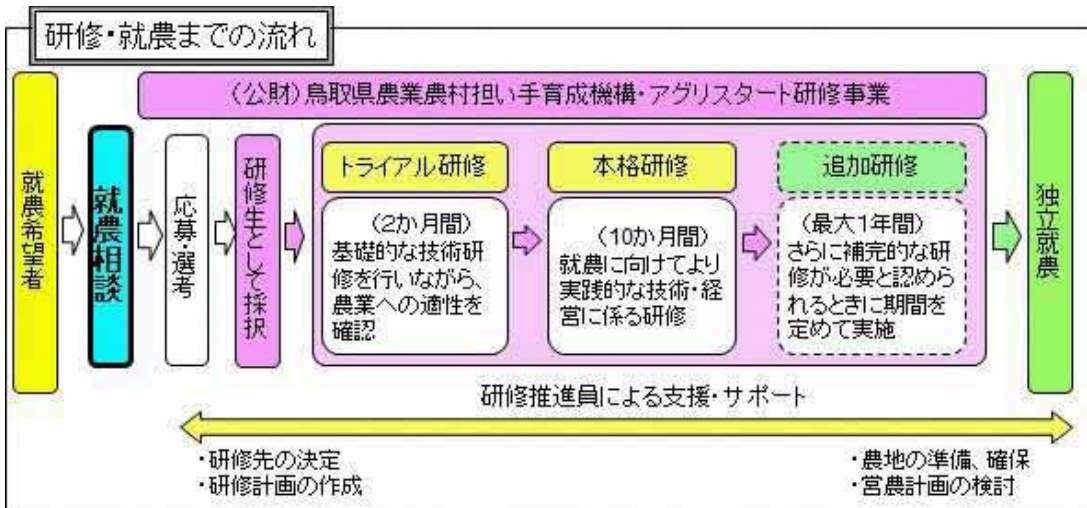
施策概要 就農希望者を(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生として受け入れ、県内の先進農家等での実践的研修や農業経営に関する研修を行い、県内での独立就農を目指す取り組みを支援。

●支援内容

研修期間	1年間(引き続き研修が必要と認められる場合は最大2年間)
研修期間中の支援	国の就農準備資金年間165万円の受給が可能(ただし、就農予定時の年齢が50歳未満等、交付を受けるには要件あり)。上記の支援が活用出来ない場合は、研修交付金として月額10万円を交付。

●研修生の採択に当たっては、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生を募集し、選考を行います。

研修生の要件	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、県立農業大学の研修を受講している等、研修を円滑に受講するために必要な基礎的な知識、技能を有すること。 ○機構の就農相談を受けて就農品目と就農地域の想定ができていること。 ○就農予定地域において、研修受入れ、就農・定着支援が予定されていること。 ○鳥取県へ移住又は在住し、独立就農する意欲を有すること。 ○農業就業が可能な健康状態であること。 ○過去に農業への就業又は農業研修の経験がある者にあつては、その期間が短期間(本研修と同一の品目で3年以内)等により、本研修を受けることが必要と認められる者。 ○地域住民と協調し生活する意思のある者。 ○普通運転免許証を有していること。
--------	---



問合せ先

担当部署	電話番号
(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構 鳥取本部	0857-26-8350
農林水産部農業振興局経営支援課 米子本部	0859-31-9644
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7263

関連サイト

名称 就農研修交付金事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 「アグリチャレンジ科(公共職業訓練)」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険等による生活支援を受けられない方

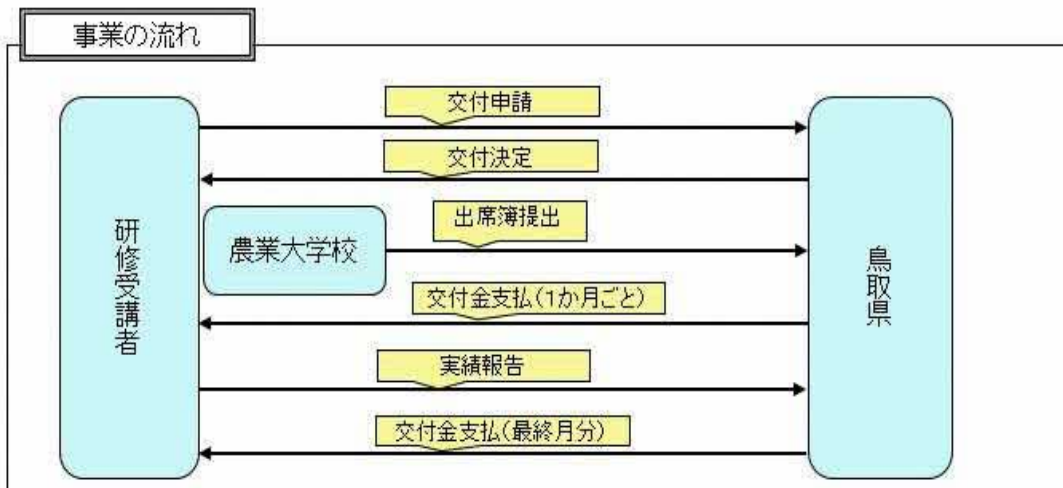
施策概要 農業大学校で実施される「アグリチャレンジ科」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険等による生活支援を受けられない方に交付金を交付。

●支援内容

支援内容	・研修期間中(最長4か月)に最大10万円/月の交付金を交付する。
補助率	・10/10 (県費のみ)

●交付要件等

交付要件	・鳥取県在住または在住予定であり、主業として農業に就業する意欲を有していること。 ・就業予定時65歳未満であること。 ・雇用保険、職業訓練受講給付金等の交付を受けていないこと。
注意事項	・各月の出席日数が8割に満たない場合はその月の交付金は交付されません。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7901
農業大学校	0858-45-2411

関連サイト

名称 公共職業訓練「アグリチャレンジ科」

施策対象 求職者

施策主体 農業大学校(産業人材育成センター委託訓練)

対象者 農業法人等への就職をめざす方
(公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示が得られる方)

施策概要

実践に活かせる基本技能(トラクターや管理機の操作、刈払機や小農具の使い方等)と農業の基礎知識を学ぶ約4ヶ月間の職業訓練です。
特に基本技能の習得を重視し、全体の6割の研修時間で構成されています。
指示された内容を理解し、一人でも基本的な機械・農具の扱いができるレベルを目指します。また、就職に関する情報提供等、進路選択の支援も行います。

①研修期間 約4ヶ月間(予定)

研修期間	募集定員
① 6月開講: 令和8年6月11日～10月9日	各期20名
② 10月開講: 令和8年10月14日～令和9年2月12日	
③ 2月開講: 令和9年2月17日～6月16日	

②募集期間(予定)

① 6月開講: 令和8年3月19日～4月23日
② 10月開講: 令和8年7月22日～8月26日
③ 2月開講: 令和8年11月16日～12月21日

③受講料: 無料(別途、訓練生総合保険料、大型特殊(農耕車限定)免許の受験費用※が必要)

※一定の要件を満たす方に限ります。ただし、希望者数によっては受験できるとは限りません。

④カリキュラム(案)

座学講義	鳥取県農業の概要、植物生理、病害虫の基礎、農薬の基礎、肥料の基礎、土壌の基礎、鳥獣害対策、作物栽培、有機・特別栽培、畜産概論、農業経営、農業気象、各種支援策、体のメンテナンス、農作業安全 等	
技能演習	機械関連	トラクターの操作と耕耘、管理機の取扱、フォークリフトの操作、作業機の脱着とロータリー爪交換の方法、刈払機の取扱、農業機械全般の保守点検方法、燃料の基礎
	小農具の扱い方	スコップ・鍬・レーキ等の使い方
	肥料・薬剤散布のポイント	肥料の手散布の方法、農薬の薬剤量と散布量、散布用機械の取扱い
	応用作業	木工(定規縄器)、刃研ぎ、パイプハウス測量・組立・被覆・解体 ロープワーク、フラワーネット設置・解体、かん水チューブ設置

⑤応募方法

住所地所管のハローワーク(公共職業安定所)に相談の上、入校願書を提出してください。

入校願書は、ハローワーク(公共職業安定所)から入手いただけます。

⑥その他

雇用保険受給資格を有する方は、雇用保険を受給しながら研修を受講できます。

雇用保険受給資格を有する方で、一定条件を満たす方は、給付延長される場合があります。

雇用保険受給資格を有さない方には、職業訓練受講給付金、訓練手当、就農研修交付金等の別途給付措置があります(支給には、それぞれ要件があります)。

問合せ先

担当部署	電話番号
鳥取県立農業大学校	0858-45-2411

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/252164.htm>

<http://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinsenkurayoshi/>

名称 スキルアップ研修(短期研修)**施策対象** 農業者等**施策主体** 農業大学校**対象者** 鳥取県内での就農を希望し、就農が見込まれる方(受講開始時の年齢が65歳未満の方に限ります)**施策概要** 鳥取県内で栽培される主要野菜4品目(白ねぎ、ブロッコリー、スイカ、ミニトマト)について、品目別に実施する栽培管理基礎研修です。各品目の栽培特性、防除や施肥等に関する基礎知識習得のための座学講義のほか、グループでの栽培管理実習を行います。約4ヶ月間で、植付準備から収穫までの一連の栽培管理作業を経験することができます。

- ①研修期間…約4ヶ月間
 ②定員等

専攻	研修期間(予定)		募集定員
白ねぎ	① 4月開講(白ねぎ)	令和8年4月10日～8月7日	各品目 5名程度
ブロッコリー	② 6月開講(ミニトマト)	令和8年6月4日～10月2日	
スイカ	③ 7月開講(ブロッコリー)	令和8年7月17日～11月13日	
ミニトマト	④ 9月開講(白ねぎ)	令和8年9月4日～12月25日	
	⑤ 3月開講(スイカ、ミニトマト)	令和8年2月26日～6月25日	

- ③出願及び開講日程

	4月開講	6月開講	7月開講	9月開講	3月開講
受付期間	令和8年2月2日～2月27日	令和8年4月1日～4月30日	令和8年5月1日～5月30日	令和8年7月1日～7月31日	令和9年1月4日～1月29日
面接実施日	令和8年3月9日	令和8年5月11日	令和8年6月8日	令和8年8月10日	令和9年2月8日
許可通知日	令和8年3月23日	令和8年5月22日	令和8年6月22日	令和8年8月24日	令和9年2月22日
開講予定日	令和8年4月10日	令和8年6月4日	令和8年7月17日	令和8年9月4日	令和9年2月26日

- ④受講料…40,000円
 ※テキスト代等の実費、傷害保険料、各種資格試験受験料等は別途御負担いただきます。

問合せ先

担当部署	電話番号
鳥取県立農業大学校	0858-45-2411

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/272287.htm>

名称 スキルアップ研修(長期研修)**施策対象** 農業者等**施策主体** 農業大学校**対象者** 就業経験がある方で、鳥取県内での就農を希望し、就農が見込まれる方(受講開始時の年齢が50歳未満の方に限ります)**施策概要** 農業の基礎的な知識と希望品目の栽培(飼育)管理の基本技術が習得できる、座学講義+実習タイプの自営就農希望者向け12か月研修です。
野菜専攻においては、担当する品目の栽培管理計画(施肥・防除計画、作業スケジュールなど)を作成し、栽培から出荷までの一連の作業を経験の上、実績分析まで行うことで、模擬的に農業経営を体験できます。
自営に向けた営農計画作成演習や農家派遣研修をカリキュラムに備えており、経営のイメージを固めていくことができます。①研修期間
12ヶ月間

②定員等

専攻	研修期間(予定)	募集定員
果樹、野菜、 花き、作物、 畜産	① 4月開講 令和8年4月10日～令和9年3月23日 ② 10月開講 令和8年10月19日～令和9年10月15日	①②合計で 15名程度

※果樹は10月開講のみ

③出願及び開講日程

	4月開講	10月開講
受付期間	令和8年2月2日 ～2月27日	令和8年8月3日 ～8月31日
面接実施日	令和8年3月9日	令和8年9月10日
許可通知日	令和8年3月21日	令和8年9月25日
開講予定日	令和8年4月10日	令和8年10月19日

④受講料

111,600円

※テキスト代等の実費、傷害保険料、各種資格試験受験料等は別途御負担いただきます。

問合せ先

担当部署	電話番号
鳥取県立農業大学校	0858-45-2411

関連サイト<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=53788>

名称

新規就農者総合支援事業【経営発展支援事業(通常枠)】

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

認定新規就農者(原則50歳未満、市町村の地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は位置づけられることが確実な者あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている者等)

施策概要

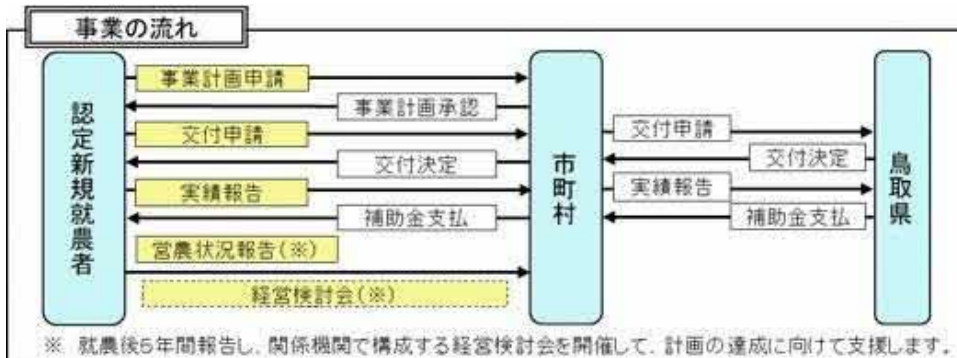
新規就農者が就農後の経営発展に必要な機械、施設等を整備する場合に助成。

●支援内容

対象者	49歳以下で事業実施の年度又は前年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者であって、都道府県から支援を受ける者
補助対象	農業用機械、施設、家畜、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等(※軽トラック等の汎用性のあるものは除く)(1件あたり50万円以上)
補助率	3/4(国1/2、県1/4)
補助事業対象経費上限	500万円 ※ただし、国資金(経営開始資金)を活用しない者は1,000万円。

●注意事項等

- ・本事業の不採択等の場合で、県事業(就農条件整備事業)の要件を満たす場合は、県事業(就農条件整備事業)の活用が可能です。
- ・経営発展支援事業(特別枠)との併用はできません。
- ・本補助金の交付を受けるためには、青年等就農計画等を作成し、市町村の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・就農後5年間、毎年、営農状況報告を市町村に提出していただきます。
- ・補助金を受けた農業用機械・施設の耐用年数以内に離農した場合は、補助金返還していただきます。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9642
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称 新規就農者総合支援事業【経営発展支援事業(特別枠)】

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 認定新規就農者又は認定農業者(原則50歳未満、市町村の地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は位置づけられることが確実な者等)

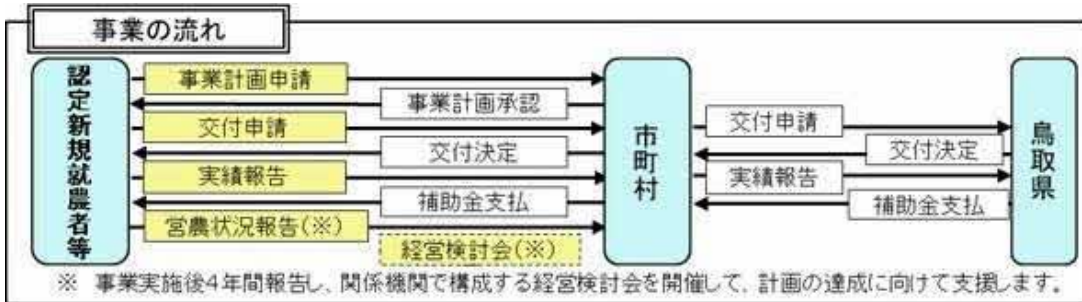
施策概要 新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう、経営資源の有効利用や、円滑な経営移譲に向けた取組の実施及び機械・施設等の整備を支援。

●支援内容

対象者	原則50歳未満で事業実施年度の3年前の年度の4月以降に新たに農業経営を開始した認定新規就農者又は認定農業者であって、都道府県から支援を受ける者。
助成対象	①機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経費(1件あたり25万円以上) ②法人化、専門家活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費 ③経営発展に必要な機械、施設等の整備費(農業用機械、施設、家畜、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等) ※軽トラック等の汎用性のあるものは除く(1件あたり50万円以上)
補助率	①、②の取組:1/2(国1/3、県1/6) ③の取組 :3/4(国1/2、県1/4)
補助事業対象経費上限	①、②、③の組み合わせにより1200万円～1800万円 (①、②、③の取組合わせて国費上限額600万円)

●注意事項等

- ・本事業の不採択等の場合で、県事業(就農条件整備事業)の要件を満たす場合は、県事業(就農条件整備事業)の活用が可能です。
- ・経営開始資金、経営発展支援事業(通常枠)との併用はできません。
- ・本補助金の交付を受けるためには、青年等就農計画等を作成し、市町村の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・事業実施後4年間、毎年、営農状況報告を市町村に提出していただきます。
- ・補助金を受けた農業用機械・施設の耐用年数以内に離農した場合は、補助金返還していただきます。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9642
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト



名称	新規就農者総合支援事業【就農条件整備事業】
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	認定新規就農者(市町村の地域計画において「地域内の農業を担う者」として位置付けられている又は位置づけられることが確実な者あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている者等)
施策概要	新規就農者の就農時及び就農から5年以内に必要な機械、施設等を新規就農者が整備する場合に助成。

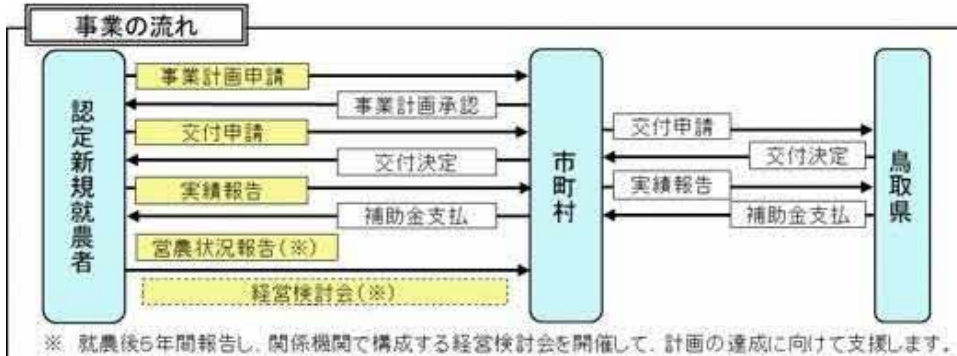
●支援内容

10万円以上(消費税額含む)の農業用機械・施設・家畜(※軽トラック等の汎用性のあるもの、果樹苗等は除く。単年度の事業費が30万円未満の場合は対象外。)

補助率	1/2(県1/3、市町村1/6)
補助事業対象経費上限	(5年間の合計) 通常の場合:1,600万円 家畜導入の場合:1,200万円加算(合計2,800万円) ※令和3年度以前の採択者または国の農業次世代人材投資資金(経営開始型)活用者は1,200万円とする。 ※国事業(経営発展支援事業)活用者は、上記の金額から国事業費を除いた額とする。
助成期間	最大5年間

●注意事項等

- ・補助金の交付を受けるためには、青年等就農計画に年次別経営計画を添付したものの(事業計画)を作成して市町村の承認を受ける必要があります。
- ・就農後5年間、毎年、営農状況報告を市町村に提出していただきます。
- ・補助金を受けた農業用機械・施設の耐用年数以内に離農した場合は、補助金返還していただきます。



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7261
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9642
関連サイト	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

名称 新規就農者総合支援事業【就農準備資金】

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 鳥取県が認定する研修機関で概ね1年以上研修を受ける者で、就農予定時の年齢が原則50歳未満の者

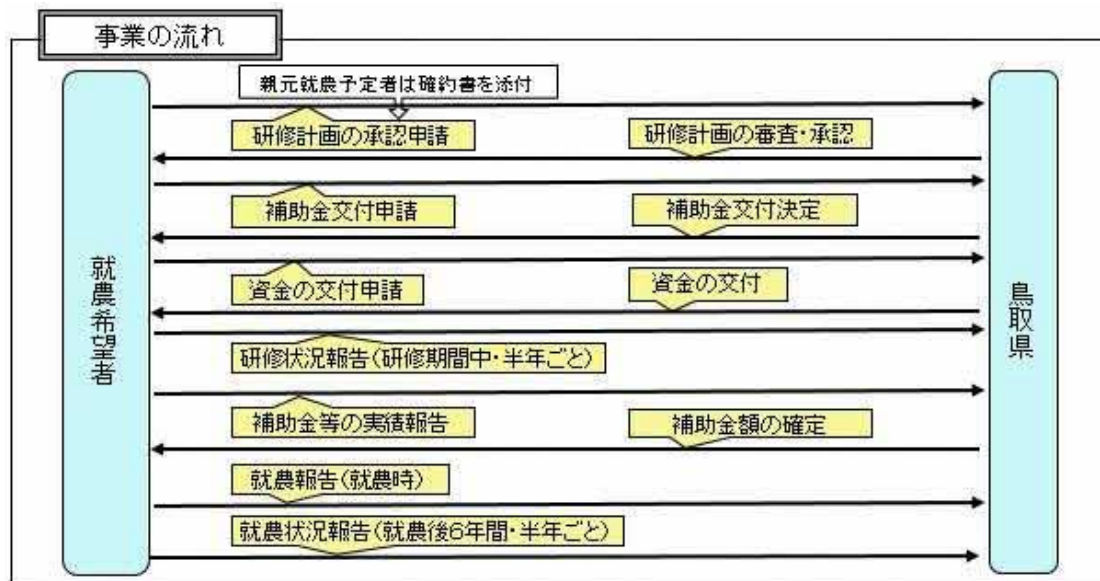
施策概要 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農前の研修期間の生活安定を支援する。

●支援内容

支援内容	・研修期間中(最長2年間)に165万円/年の就農準備資金を交付する。 ※国内での2年の研修に加え、必要と認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年間延長。
補助率	・10/10 (国費)

●注意事項等

- ・資金の交付を受けるためには、研修計画を作成し、県の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・研修期間中及び研修終了後6年間、半年ごとに研修状況及び就農状況に係る報告書を県に提出していただきます。
- ・以下の場合には、資金の全額を返還していただきます。
 - ①研修終了後1年以内に就農しなかった場合
 - ②交付期間の1.5倍(最低2年)以上営農を継続しなかった場合
 - ③親元就農者が就農から5年以内に経営継承等しなかった場合
 - ④独立・自営就農者が就農から5年以内に認定新規就農者等にならなかった場合
 - ⑤適切な研修を行っていない場合
 - ⑥交付期間の1.5倍(最低2年)の営農期間中、就農状況報告等の報告を期限内に行わなかった場合
 - ⑦虚偽の申請を行った場合



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7901

関連サイト

名称 新規就農者総合支援事業【経営開始資金】

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 認定新規就農者(原則50歳未満で独立・自営就農し、市町村の地域計画のうち目標地区に位置づけられている又は位置づけられることが確実な者あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている者等)

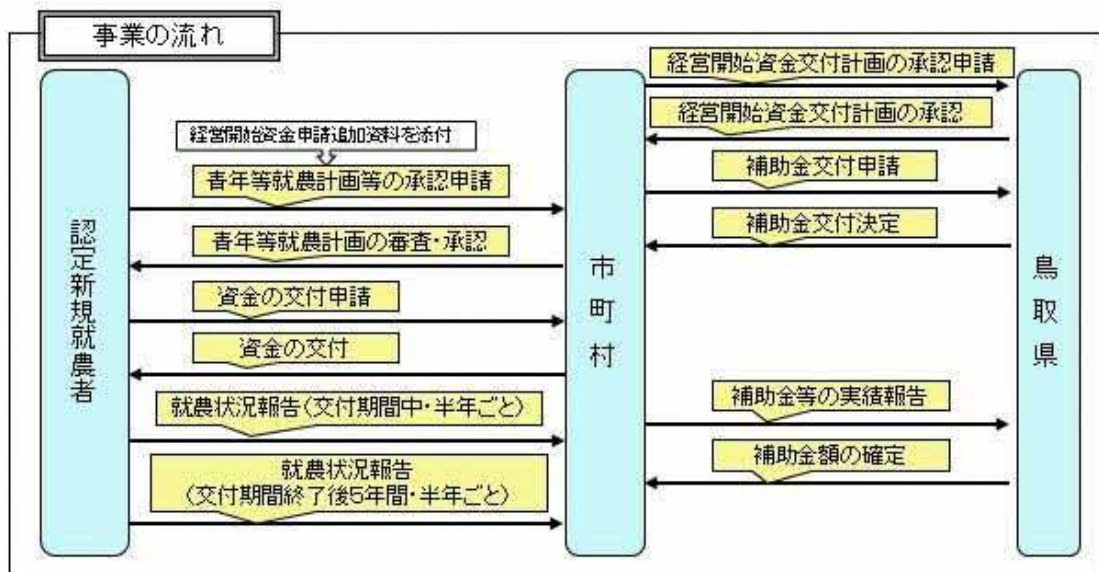
施策概要 青年の就農意欲の喚起と就農直後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する。

●支援内容

支援内容	・独立・自営就農後(最長3年間)に165万円/年の経営開始資金を交付する。
補助率	・10/10 (国費)

●注意事項等

- ・資金の交付には、青年等就農計画等を作成し、市町村の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・交付期間中及び交付期間終了後5年間、半年ごとに就農状況に係る報告書を市町村に提出していただきます。
- ・以下の場合には、資金を全額返還していただきます。
 - ①上記の報告を行わなかった場合
 - ②適切な就農を行っていない場合
 - ③虚偽の申請を行った場合
- ・また、交付終了後に交付期間と同じ期間、営農を継続しない場合は、営農を継続していない期間分の資金を返還していただきます。
- ・原則、前年の世帯所得が600万円(経営開始資金含む)を超えた場合は、交付停止となります。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7901
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9642
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称 新規就農者総合支援事業【就農応援交付金】

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 国の経営開始資金対象外の認定新規就農者(独立・自営就農し、市町村の地域計画において「地域内の農業を担う者」に位置づけられている又は位置づけられることが確実な者あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている者等)

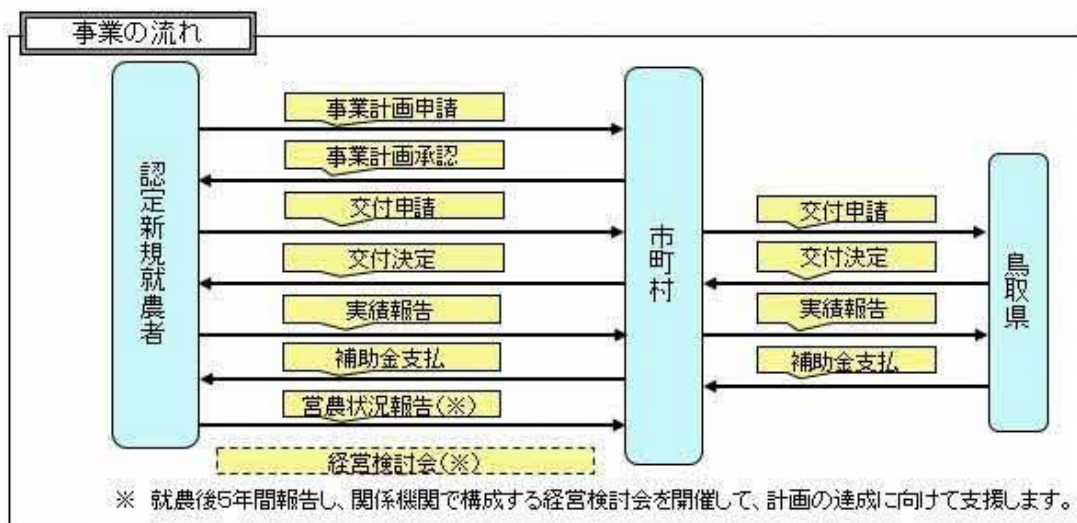
施策概要 就農初期の運転資金、基盤整備費及び生活費等に活用可能な、用途の定めのない交付金を交付。

●支援内容

補助率	10/10 (県2/3、市町村1/3)
交付期間	最長3年間
交付額(上限)	100,000円/月

●注意事項等

- ・交付金の交付を受けるためには、青年等就農計画に年次別経営計画等を添付したもの(事業計画)を作成して市町村の承認を受ける必要があります。
- ・就農後5年間、毎年、営農状況を市町村に提出していただきます。
- ・離農時に交付金の前払いを受けている場合は、離農した月以降の交付金を返還していただきます。
- ・国資金(農業次世代人材投資資金(経営開始型)、経営開始資金)を交付されている方、雇用就農資金(国版・県版)を活用中の方は対象外です。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7901
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9642
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称 新規就農者総合支援事業【親元就農促進支援交付金】

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 認定農業者等

施策概要 認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援する。

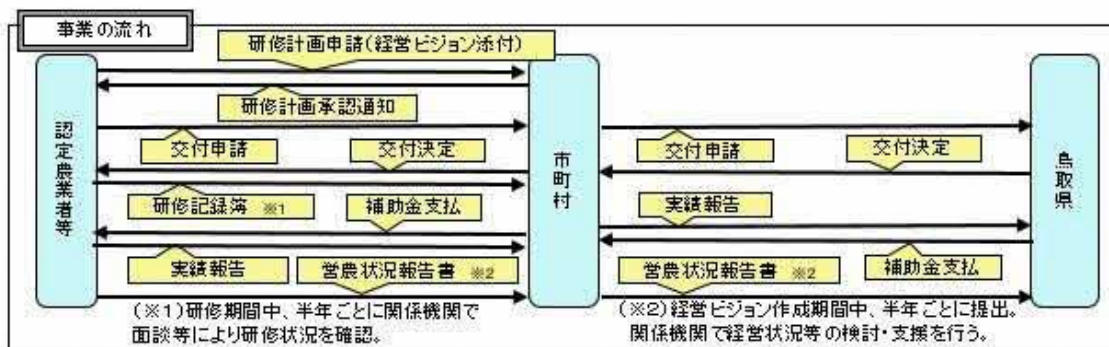
●支援内容

補助率	10/10（県2/3、市町村1/3）
助成期間	最長2年間（10万円/月）

●主な要件

対象者 (農業経営主)	次のいずれかに該当すること。ただし、②③については、経営開始資金又は就農応援交付金の受給中でない者であり、5年以上の農業経験を有する者に限る。 ①認定農業者。 ②市町村の地域計画において「地域内の農業を担う者」として位置づけられている者(位置づけられることが確実と市町村が認める者含む)。 ③地域農業の担い手として支援することが適当であると市町村が認める者。
研修生 (親元就農者)	・対象者(農業経営主)の3親等以内の親族(配偶者及び兄弟姉妹を除く)で、将来その経営を継承する予定の者であること。 ・申請時の年齢が55歳未満であること。 ・研修開始後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受ける予定の者。
その他	・経営ビジョンを作成すること。 ・農業経営主と親元就農者との間で、次の事項を規定した家族経営協定等が締結されていること。経営継承の時期、経営継承に向けた研修の実施、青色専従者給与等の支払い、後継者の役割 ・研修計画に基づき、年間150日以上かつ年間1,200時間以上研修を実施すること。 ・親元就農してから1年以内に研修計画の申請を行うこと。 ・法人経営体の場合、申請時及び交付期間中は親元就農者は法人の役員(構成員)ではないこと。

※適切な研修を行っていない場合や、研修終了後に交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、親元就農者が研修を実施した農業経営体で営農を継続しない場合は、全額を返還していただきます。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7901
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9642
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称 新規就農者総合支援事業【就農・くらしアドバイザー】

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 認定新規就農者(就農後1年以内のIJUターン者等)

施策概要 就農後1年以内のIJUターン者等の認定新規就農者に対し、農業経営、農村生活に対する身近な相談役として就農・くらしアドバイザーを設置する。

●支援内容

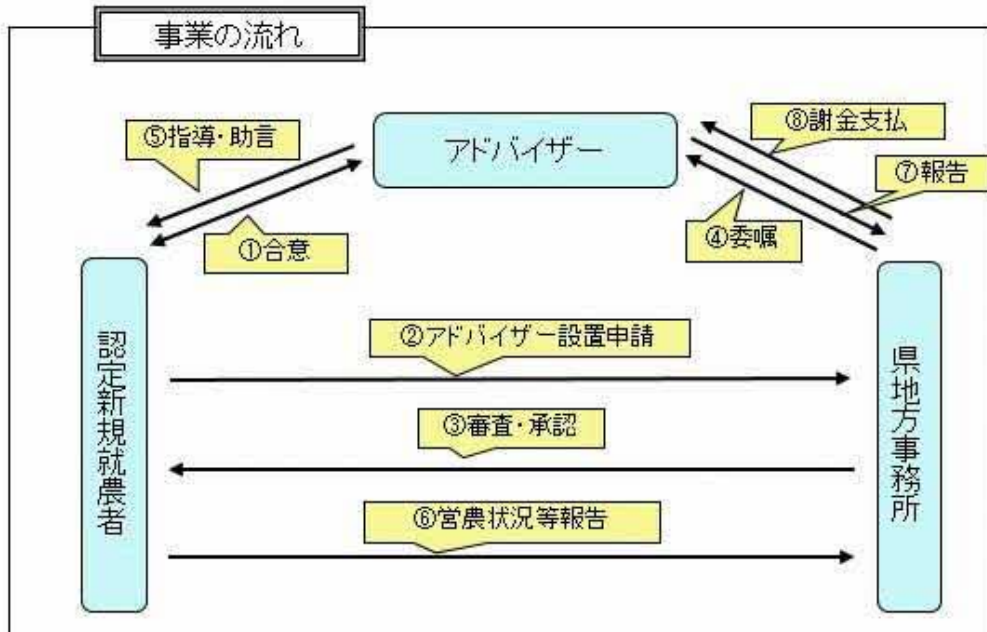
支援内容	アドバイザー設置期間(最長1年間)に3万円/月(上限額)の謝金をアドバイザーに支払う。
補助率	10/10(県費のみ)

●主な要件

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・就農後1年以内の認定新規就農者であること。 ・IJUターン者、実家が非農家等の理由で農業技術や地域との関わりについて助言できる者がいないこと。 ・市町村の地域計画において「地域内の農業を担う者」に位置づけられている又は位置づけられることが確実な者あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている者であること。
アドバイザー	指導農業士または認定農業者、生産組織のリーダー等で、新規就農者の育成指導に意欲的な者

●注意事項等

アドバイザーを設置するためには、設置計画書及び誓約書の提出後、県の承認を受ける必要があります。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7901
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称 地域で育てる新規就農支援事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

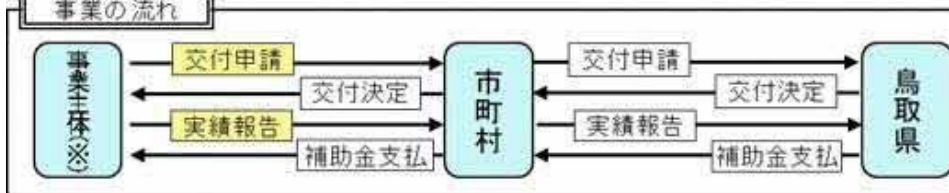
対象者 農業協同組合、生産部などの農業者の組織する団体、農業者

施策概要 新規就農者の確保、定着のために産地で行う将来ビジョンに基づいた受入体制整備の取組や地域の担い手育成を目的に農業法人が行う就農希望者受け入れの取組を支援する。

●支援内容

内容	事業主体(※)	補助額・補助率
新規就農者確保活動支援事業		
新規就農者の確保育成に必要な活動経費への助成	産地受入協議会の構成組織、認定研修農家	補助上限額:20万円/地区 補助率:10/10(県1/2、市町村1/2)
研修体制整備事業		
研修受入農家が研修生に対して実施する、技術・経営等の研修実施経費を助成	産地受入協議会の構成組織、認定研修農家	補助額:月額4万円/人 補助率:10/10(県1/2、市町村1/2)
新規就農希望者の実践研修等に必要な機械施設等を整備する際の経費助成		事業費上限額:650万円/地区 補助率:1/2、(県1/3、市町村1/6)
既存の施設を研修用として活用することを目的として、施設を改修する際の経費助成		事業費上限額:620万円/地区 補助率:1/2(県1/3、市町村1/6)
既存果樹園を新規就農希望者の栽培技術研修園として利用する際に協力金を交付		補助額:梨:20万円/10a、柿:6万8千円/10a、ぶどう:24万円/10a 補助率:10/10(県1/2、市町村1/2)
新規就農者等受入支援事業		
新規就農者等が賃借するまでの間、生産者グループ等が行う優良果樹園・優良農地等の維持管理、ほ場条件改善に要する経費への助成	JA等	補助額:梨:40万円/10a、柿・ぶどう:20万円/10a、優良農地:50万円/100a/地区 補助率:10/10(県1/2、市町村1/2)
新規就農者等の共同作業場として活用することを目的としたJA等所有の遊休施設の改修、簡易な施設の設置等に要する経費の助成		事業費上限:600万円/地区 補助率:10/10(県1/2、市町村1/2)
新規就農者誘致環境整備事業		
新規就農希望者に対して実施する研修ほ場の機械施設等をJA等が整備する経費を助成	JA等	補助率:1/2(国のみ)

事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称

農の雇用ステップアップ支援事業【未来を託す農場リーダー育成事業】

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業法人等(原則、市町村の地域計画において「地域内の農業を担う者」として位置付けられている又は位置づけられることが確実な者)

施策概要

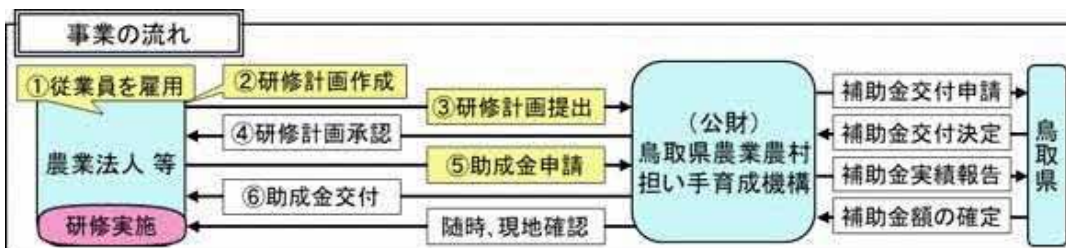
新しく雇用した従業員への研修経費を助成。

●支援内容

補助率	10/10(県費のみ)
補助上限額	<p>実践研修に要する経費を最長2年間助成 (1年目):10万円/月+障がい者等を雇用した場合12,500円/月を加算 (2年目):5万円/月+障がい者等を雇用した場合12,500円/月を加算 ※国の就農支援資金(5万円/月)の対象となる場合は、1年目に限り5万円/月上乗せ支援。 1年目に限り、上限額の内数で人材育成や労務管理にかかる指導者研修費も対象とする。 加算は、研修生が経営主の親族(3親等以内)である場合を除く。</p>

●主な要件

受入する農業法人等(研修実施主体)	<ul style="list-style-type: none"> ・通年の研修が可能で、研修終了後も研修生を継続雇用すること。 ・新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険に加入させること。 ・新規業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること。 ・雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令違反する等のトラブルがないこと。 ・就農開始資金、農業次世代人材投資資金、就農応援交付金を受給中の経営体でないこと。 ・過去5か年度中に本事業及び国の農の雇用事業で受け入れた研修生が2人以上いる場合、そのうち2分の1以上が農業に従事(雇用または独立自営)していること。
新たな従業員(研修生)	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員として雇用され、就業している県内在住者で、研修開始時点で採用から4か月以上12か月未満であること。 ・正社員採用時の年齢が65歳未満であること。 ・経営主の親族(3親等以内)の場合、雇用保険に加入出来れば対象となるが、経営継承を前提としていて親元就農促進支援交付金の対象となる場合、当該交付金を優先して活用。 ・過去の農業就業期間等が原則5年未満であること。ただし、過去に従事した農業の営農類型(耕種・畜産の別)が本事業で従事する営農類型と異なる場合はこの限りでない。 ・過去に補助事業を活用して農業研修を受けた者は、助成期間が短縮される場合がある。



問合せ先

担当部署	電話番号
(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	0857-26-8337
農林水産部 農業振興局 経営支援課	0857-26-7261

関連サイト

名称 農の雇用ステップアップ支援事業【農業コラボ研修事業】

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 農業法人等(原則、市町村の地域計画において「地域内の農業を担う者」として位置付けられている又は位置づけられることが確実な者)、食品加工業者等

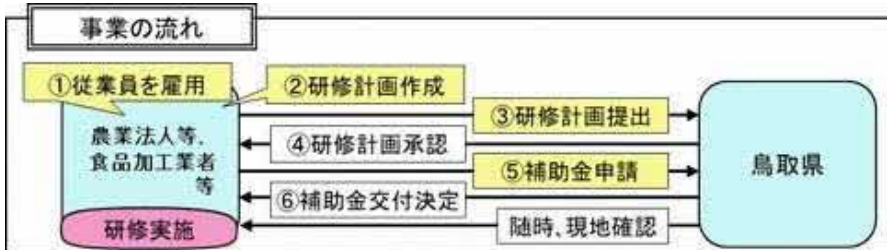
施策概要 農業単独では通年雇用が困難な経営体が他産業と連携して通年雇用を行う場合に、新しく雇用した従業員への研修経費を助成。

●支援内容

補助率	10/10(県費のみ)
補助上限額	実践研修に要する経費(1年目):10万円/月(2年目):5万円/月 ※1年目に限り、上限額の内数で人材育成や労務管理にかかる指導者研修費も対象とする。
助成期間	1年間(引き続き研修が必要と認められる場合には最大2年間) ※農業分野での研修期間が6か月以上であること(農業分野以外の研修期間は助成対象外)

●主要要件

受入する経営体 (研修実施主体)	<ul style="list-style-type: none"> 他産業との連携により通年の雇用が可能で、研修終了後も研修生を継続雇用すること。 新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険(法人の場合は厚生年金、健康保険を含む)に加入させること。 新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること。 雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと。 食品加工業者の場合、事業所又は採用部門で正規雇用者数が純増となるとともに、研修を行う加工食品が鳥取県ふるさと認証食品と同様の要件を満たすこと。
新たな従業員 (研修生)	<ul style="list-style-type: none"> 就業意欲を有し、本事業での研修終了後も継続して就業する意思がある県内在住者。 新たに農業法人、食品加工業者等に採用された者で、研修開始時点で採用から4か月以上12か月未満であること。 正社員採用時の年齢が65歳未満であること。 過去の農業就業期間(アルバイト、研修等を含む)が5年未満等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部 農業振興局 経営支援課	0857-26-7261
農林水産部 東部農林事務所 農業振興課	0857-20-3554
農林水産部 東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所 農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所 農林局農林業振興課	0859-31-9642
西部総合事務所 日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称 農業分野外国人材受け入れ体制整備事業

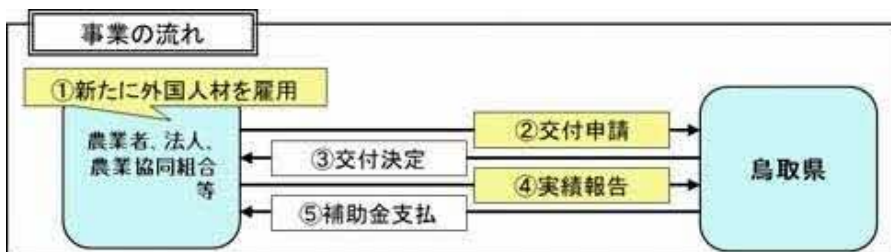
施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 農業者、法人、農業協同組合等

施策概要 新たな外国人材を受け入れるにあたり必要となる住宅の設備(空き家住宅の修繕、新たな建設等)、インターネット環境並びにWI-FI環境の整備等に要する経費を支援。

事業内容	農業者等が農業分野において事業実施年度から新たに外国人材の受け入れを行う、もしくは、現在受け入れている外国人材を増員する場合に対し、必要となる住宅環境整備(空き家の修繕、新築等)の経費並びにインターネット環境を整える工事費等(WI-FI環境を含む)を支援する。
主な要件	○実施主体 農業者、法人、農業協同組合等 ○主な要件 ・出入国管理及び難民認定法を遵守 ・農業者等が農業分野において新たに外国人材の受け入れを行う、もしくは、現在受け入れている外国人材を増員する場合
補助金額・補助率	【補助率】 事業費の1/3補助 【県補助上限額】 1,500千円(1回限り)



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7263
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3273
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9651
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト

名称 **ともに目指す！担い手強化支援事業**

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

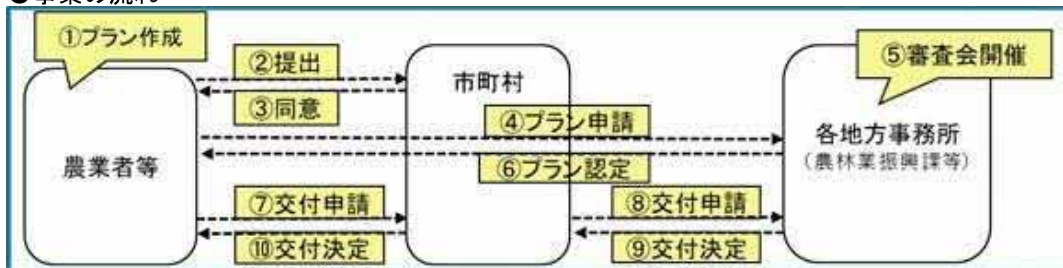
対象者 農業者、農業を営む法人、任意組織(構成員が10名以下)

施策概要

農業者等が作成したプランの達成のために行う取り組みに必要な経費を支援する(他の補助事業で対応できるものは除く)。
 ※農業(畜産(豚・鶏)含む)、特用林産物に関する経費を対象とし、水産の生産経費は対象外

主な要件	【共通】以下のいずれかに該当するもの ・認定農業者の取組であること ・社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業関係所得相当額が基本構想の所得並であること 【ジャンプアップタイプの要件】 ・現状の農産物販売額が1,500万円以上であること ・農産物販売額3,000万円以上を目指すプランであること
補助金額・補助率	・補助率:事業費の1/2を補助する(県1/3、市町村1/6) ・事業期間:3年間 ・単年度補助上限額 【通常タイプ】 個人:4,000千円、法人・任意組織:8,000千円 【ジャンプアップタイプ】 事業期間3年間のうち1年に限り、個人:8,000千円、法人・任意組織:16,000千円に引上げ(残る2年は通常タイプと同額)

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農林水産政策課	0857-26-7589
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3162
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称 農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 農業者、集落営農組織、任意組織、市町村公社、農業支援サービス事業体

施策概要 農業における省力・軽労化や労働力確保・技術継承に向けて、スマート農業の導入を進めてきたところだが、これをさらに推進するとともに、農作業受託を専業として行う「農業支援サービス事業体」を育成を強化し、農業労働力不足等の課題解決を図る。

1 新たな作業体制の確立

事業内容	人手不足や機械更新負担に悩む農村地域等において、農作業受託を行う「農業支援サービス事業体」を新たな担い手の一形態として育成するため、農業支援サービスに必要なスマート農業機械等の導入及び体制整備を支援する。
事業主体	農業支援サービス事業体
主な要件	機械導入については国事業を活用すること
補助率・補助上限額	(1)機械導入 補助率:1/2(国費のみ) 県補助上限額:3,000万円(スマート機能がない場合は1,500万円) (2)体制整備 補助率:1/2(県費のみ) 県補助上限額:200万円

2 担い手の実装支援と生産モデルの確立

(1)実装支援(一般型、共同利用促進型)

事業内容	スマート農業の実践に必要な農業用機械等の導入又はリース導入に係る経費を支援する。
事業主体	認定農業者、集落営農組織、任意組織、市町村公社
主な要件	生産管理システム(スマートフォン、PC等で操作可能で、圃場管理や環境測定機能を有するもの)を導入すること。 共同利用促進型は、既に導入されたスマート農業機械等の投資効果(実績)を共有すること。
補助率・補助上限額	補助率:1/2(県費1/3、市町村費1/6) 県補助上限額:個人300万円、任意組織・法人等700万円(共同利用をする場合は個人600万円、任意組織・法人等1,400万円)

(2)地域版スマート農業実証

事業内容	スマート農業機械等を活用した生産モデル実証の取組を支援する。 例:(1)ラッキョウ等のドローン防除技術の実証 (2)果樹園における病害防除管理システムの検証 等
事業主体	JA、生産組織等
補助率	補助率:1/2(県費のみ)

(3)ドローン講習支援

事業内容	農業用ドローンの操作講習に係る経費を支援する。
事業主体	認定農業者、集落営農組織(構成員及び従業員を含む)
補助率・補助上限額	補助率:1/2(県費のみ) 県補助上限額:1人あたり15万円(1実施主体あたり2名、共同利用の場合1機体につき4名を限度とする)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7276
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3274
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称 農地利用効率化等支援事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 地域計画のうち目標地図に位置付けられた経営体等

施策概要 地域計画のうち目標地図に位置づけられた地域の経営体等が行う機械等の整備や農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う共同利用施設・機械等の整備に係る経費に対して助成し、担い手・集落営農組織等の経営発展を支援する。

○支援内容

1. 融資主体型補助事業

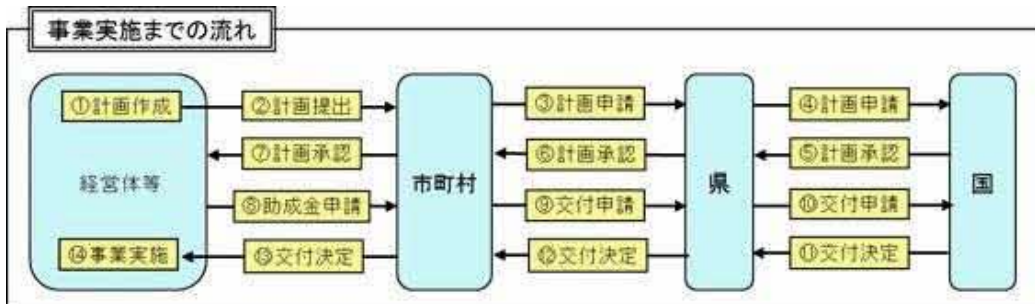
事業内容	融資を受け、農産物の生産等の開始若しくは改善に必要な機械等の整備を助成
補助対象	農業用機械施設等の導入
補助率 補助上限額	補助率:3/10又は融資額、事業費から融資額及び地方公共団体の助成額を控除した金額のいずれか低い額(国費のみ) 県補助上限額:3,000千円 ※一定の基準を満たす場合は6,000千円
主な要件	地域計画のうち目標地図に位置付けられていること、事業内容の経費について融資を受けるものであること等

2. 地域農業構造転換型補助事業

事業内容	地域の中核となる担い手に対し、農業用機械・施設の導入等を助成。
補助対象	農業用機械施設等の導入
補助率 補助上限額	補助率:3/10又は事業費から地方公共団体の助成額を控除した金額のいずれか低い額(国費のみ)等 県補助上限額:個人1,500万円、法人3,000万円
主な要件	地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い(6割以上等)地域であること等

3. 条件不利地域補助事業

事業内容	農地条件等が不利な地域で経営発展を目指す経営体の共同利用施設、機械等を助成
補助対象	農業用機械施設等の導入、簡易な基盤整備
補助率 補助上限額	補助率:1/2又は1/3(国費のみ) 県補助上限額:40,000千円
主な要件	農業者等が組織する団体(集落営農組織、農業生産法人等)等であること等



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7269
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/205153.htm>

名称

攻守の要となる水田農業法人育成事業費補助金

施策対象

農業者

施策主体

鳥取県

対象者

認定農業者(法人に限る)

施策概要

水田農業の将来を支える基幹的な法人の育成及び県が推進する施策の先導的な取組を支援することで、鳥取県農業生産1千億円達成プランに掲げる地域農業の維持発展の実現を図る。

事業内容	水稲作付面積の拡大、経営の安定化等に資する機械施設整備等に要する経費を支援する。
事業主体	<p>1 実施主体は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 法人であり、認定農業者であること。</p> <p>(2) 地域計画において、次に示す地域ごとに面積以上の水田において農業を担う者として位置づけられ、そのうち1/2以上の面積で水稲(主食用米)の作付けを行うこと。なお、複数の地域において位置づけられる場合は、最大となる地域の規模を要件とする。</p> <p>ア 一般地域 50ha イ 中山間(条例) 40ha ウ 中山間(3法) 30ha</p> <p>(3) 事業実施前(採択年度の前年)の地域計画に位置づけられた水田面積の20%又は20haのいずれか小さい面積以上経営面積を拡大すること。ただし、拡大後面積が前(2)の下限面積から20%以上となること。</p> <p>(4) 経営力向上の取組(コスト縮減、販路拡大等)を実施すること。</p> <p>(5) 55才以下の役員(代表を除く)が経営に携わっていること。</p> <p>(6) 農業収入保険に加入すること。</p> <p>(7) 鳥取県農業経営・就農支援センターの重点支援農業者又は事業実施計画における機械・施設の取得費用(概ね自己資金相当額)等について金融機関から融資を受けること。</p> <p>2 要件のうち(2)、(3)(6)については、目標年度までに達成するものとする。</p>
事業期間	実施期間:3年以内、目標年度:実施期間+2年
補助率	2/3(県費1/2、市町村費1/6)
事業費上限	100,000千円(ハード+ソフト)(実施期間合計)
加算措置	<p>地域農業の維持発展に資する以下の取組を目標期間内に達成した場合に追加支援する。</p> <p>追加支援額=事業費×達成項目数×5%(最大10%)(県費10/10)</p> <p>イ 営農する概ね全農地において3機種以上のスマート農機でRTK技術を活用した自動操舵を実施</p> <p>ロ 水稲作付面積の概ね50%以上で水稲直播栽培を実施</p> <p>ハ 自作地を除く延べ50ha以上で農作業受託を実施</p> <p>ニ 水稲作付面積の概ね全農地で自動灌水システム(遠隔操作含む)を活用したスマート田んぼダムの取組を実施</p> <p>ホ 集落営農組織等の集落単位での営農を2集落以上を承継、又は1集落以上かつ20ha(中山間(条例)地域は15ha、中山間(3法)地域は10ha)以上を承継</p> <p>ヘ 多面的機能支払交付金事業又は中山間地域等直接支払交付金事業を行う組織の事務を、以下の要件をすべて満たす範囲で受託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農する全農地の概ね50%以上に相当する面積が取組範囲となること ・2以上の交付金実施組織から受託すること ・1以上の交付金実施組織から新たに受託すること <p>ト 中山間地域において地域振興又は生活支援の取組を実施</p>
その他	要望額が予算額を上回る場合は、面積拡大規模、役員体制、計画の妥当性、先導的な取組や地域貢献の取組の有無などにより算定として配分を決定する。

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7276
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3274
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称 農地集約化促進事業

施策対象 地域・農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 下記参照

施策概要 農地中間管理機構に対し、まとまって農地を貸し付けた地域を支援することにより、担い手への農地集約化を推進する。

○支援内容

	集約化加速タイプ 基本タイプ	大規模化集約タイプ	誘致団地創出タイプ	地域集約化実現タイプ
対象地域	全域が同一の地域計画に含まれている「地域」			
交付要件	(1)事業実施年度の前年度の2月末から、事業実施年度から起算して5年目の年度(以下「集約化目標年度」という)までに以下のいずれかの要件を満たすこと a 地域の農地面積に占める団地面積が10ポイント以上増加すること b 地域の農地面積に占める団地面積が20ポイント以上増加すること c 団地面積の割合が30%以上の地域において団地または独立する1筆の圃場の平均面積が1.5倍以上となること	(2)交付対象農地となる団地が次の面積規模要件を満たすこと a 地域内において15ha以上の農地面積を耕作するものが耕作する農地であること ※中山間地域は7.5ha、樹園地は2ha b aの耕作者が耕作する5ha以上の団地であること ※中山間地域は2.5ha、樹園地は1ha	次の要件を満たすこと (1)事業実施年度の前年度の2月末から集約化目標年度までに、農業を担う者が位置づけられていない農地を団地化し、4ha以上の誘致団地を形成すること (2)誘致団地内の全ての農地について、10年以上の中間管理権を設定すること (3)集約化目標年度までに形成した誘致団地を新たな担い手に転貸すること	次の要件を満たすこと (1)目標地区内の農地面積に占める目標地区における同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が5割以上であること (2)農地中間管理機構の活用率が一定割合以上であること 一般地域：80%超 中山間地域 a：60%超80%以下 b：80%超
団地	同一の耕作者が耕作する、または農業を担う者が位置づけられていない農地による2筆以上で隣接する1ha以上の農地 ※中山間地域・樹園地は0.5ha	同一の耕作者が耕作する2筆以上で隣接する5ha以上の農地 ※中山間地域は2.5ha、樹園地は1ha	2筆以上で隣接する4ha以上の農地	2筆以上で隣接する1ha以上の農地 ※中山間地域は0.5ha
交付単価	交付要件(1)aの場合：1.0万円/10a 交付要件(1)b,cの場合：3.0万円/10a	5.0万円/10a	5.0万円/10a	一般地域：2.0万円/10a 中山間地域 a：2.0万円/10a b：2.6万円/10a
交付対象農地	対象期間内に新たに団地化した面積	対象期間内に新たに団地化した面積のうち、交付要件(2)を満たす耕作者の新たに団地化した面積	誘致団地内の農地面積	対象期間内の貸付面積から、再貸付面積及び貸付面積10年未満の農地を除いた面積

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7269
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3273
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9651
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

名称 とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業

施策対象 農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性

施策主体 鳥取県

対象者 ・家族経営協定締結、認定農業者(連名認定)等の女性農林水産業者等で構成する任意団体
 ・家族経営協定締結、認定農業者(連名認定)等の女性農林水産業者等

施策概要 農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の活躍推進や地域の農林水産業界を牽引する女性リーダー育成に関する取組等を支援し、女性活躍の一層の推進を図ります。

●支援の内容

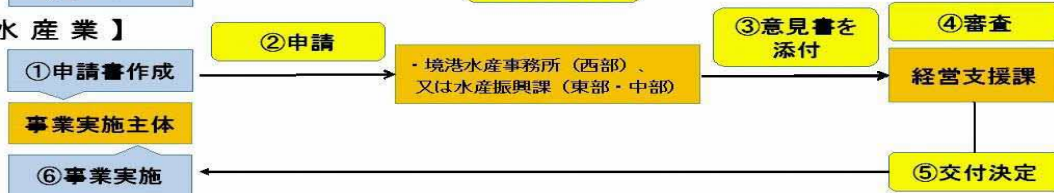
区分	内容	補助率・上限額
農業女子ネットワーク等団体の取組支援(農林水産業女性団体の取組支援)	県内の農林水産業に従事する女性を主体として構成する団体が女性の働き方改革や女性の活躍促進に向けて開催する研修会等の取り組みに要する経費を支援。	補助率:1/2 上限額:300千円
技術・資格習得支援	家族経営協定締結者・認定農業者等の女性、男女共同参画推進企業等に従事するの女性従業員が経営参画、女性の活躍促進に必要な技術や資格の習得に要する経費を支援。 〈具体的な補助対象経費〉 受験料、受講料、教材費、受講又は受験に伴い県外往来がある場合には交通費及び宿泊費	補助率:1/2 上限額: 150千円/1人
緊急就労環境整備の応援に関する取組支援	(1)就労環境整備 女性が働きやすい就労環境を目指す取組を支援 (事業実施主体) 家族経営協定を締結もしくは今後締結予定の農業者(法人は含まない)で、3名以上雇用(農作業期間のうち過半を超える期間を雇用)し、雇用者の過半が女性である者 〈補助対象経費の例〉 更衣室、休憩室、シャワー室、トイレ等の整備・改修	補助率:1/2 上限額:500千円
	(2)労働負担軽減 重量運搬物等の労働負担軽減、腰痛など運動疾患を予防するための装具・器具の導入を支援。 (事業実施主体) 認定農業者、認定新規就農者、家族経営協定の締結又は2年以内に締結予定の女性農業者	補助率:1/3 上限額:15万円 下限額:5万円

●事業の流れ

【農業・林業】



【水産業】



●交付申請期限 2月末日まで

問合せ先

担当部署	分野	電話番号
農林水産部 農林事務所 農業振興課	農業	0857-20-3551
農林水産部 農林事務所 八頭事務所 農林業振興課	農業・林業	0858-72-3809
中部総合事務所 農林局 農業振興課	農業・林業	0858-23-3161
西部総合事務所 農林局 農林業振興課	農業・林業	0859-31-9641
西部総合事務所 日野振興センター 日野振興局 農林業振興課	農業・林業	0859-72-2005
農林水産部 農業振興局 経営支援課	全般	0857-26-7327

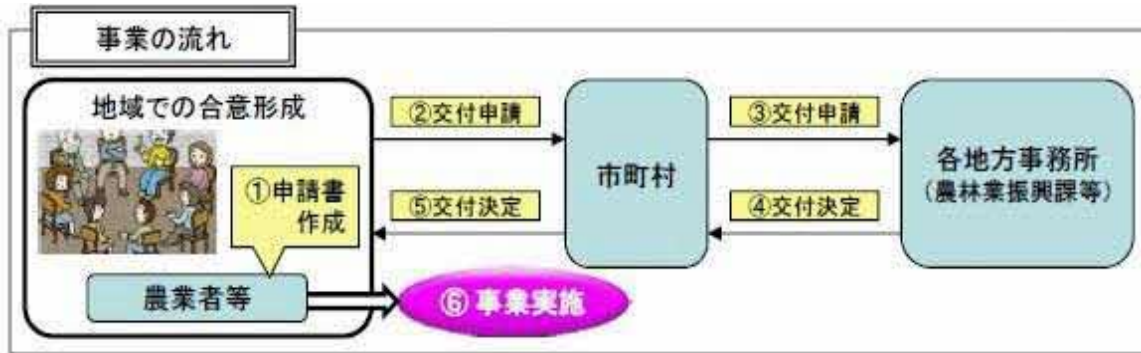
関連サイト



名称	中山間地域を支える水田農業支援事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	地域計画に位置づけられている個人農業者(個人農業者で構成する共同体で集落営農組織の要件を満たさないものを含む) ※認定農業者、集落営農組織、集落営農組織の構成員、認定新規就農者は除く
施策概要	水田農業の維持・発展に必要な農業用機械(軽トラック等の汎用性がある車両、土地基盤の整備に関するものは除く。)の導入等に必要な経費を支援する

○支援内容

主な要件	(1)農業経営又は基幹的農作業を行う水田が中山間地域内にあること (2)地域計画の目標年まで営農を継続することを目指した事業活用であること
補助金額・補助率	補助率:1/2(県費1/3、市町村費1/6) 県補助上限額:スマート機能を搭載していない機械:200万円 スマート機能を搭載した機械:個人300万円、共同利用700万円



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7276
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3274
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト	
--------------	--